

群馬県立女子大学地域日本語教育センターの設置及び管理に関する規程

群馬県立女子大学地域日本語教育センターの設置及び管理に関する規程を次のとおり定める。

(設置)

第1条 在住外国人等に対する、地域社会で生活する上で十分な日本語能力を身につけさせるための教育（以下「地域日本語教育」という。）の拠点として、群馬県立女子大学内に地域日本語教育センター（以下「センター」という。）を設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域日本語の指導に関する業務
- (2) 地域日本語教育の人材育成に関する業務
- (3) 地域日本語教育の研究、教材等の開発に関する業務
- (4) 地域日本語教育の環境整備に関する業務
- (5) その他地域日本語教育に関する必要な業務

(運営委員会)

第3条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、群馬県立女子大学地域日本語教育センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(センター長・副センター長)

第4条 センターにセンター長及び副センター長を置く。

- 2 センター長は、学長をもって充てる。
- 3 センター長は、センターの業務を指揮・統括する。
- 4 副センター長は、本学教員の中から、学長が指名する。
- 5 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 副センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があったとき、その職務を代行する。

(その他)

第5条 本規程に定めるもののほか、センターの設置及びその他必要な事項は、学長がこれを定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。